明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三八～四五）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三八～四五）　六
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同四七～四九）　二
○重要文化財を分割し、片方に有形文化財を追加して、国宝に指定する件（文部科学四）　二
○国宝に文化財を追加して指定する件（同五）　三
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同六）　三
○重要文化財に有形文化財を追加して指定する件（同七）　四
○二件の重要文化財を統合し、有形文化財を追加して指定する件（同八）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決、型式適合認定、厚生年金基金解散・清算人就任関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

告示

○財務省告示第三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百六十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千二百五十六億円

うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百二十一億九千九百二十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で七百七億三千八百四十万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二兆二千三百二十六億六千二百三十五万円

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千万円

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千七百三十八億円

ロ　非競争入札発行　二兆三千三百九億千二百七十万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千二万二千八百円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　千七百四十一億九千六百二十六万四千円

ロ　非競争入札発行

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行